

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の概要

1. 経緯

市では、将来にわたって安定した施設サービスを提供するため、適正に負担を分かち合い、施設を大切に守っていくという観点から、平成17年3月に「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を策定しました。その後、12年が経過し、社会情勢の変化等に対応するため、改めて審議会に諮問し答申を受け、平成29年5月に基本方針を改訂しました。

(1)平成29年4月 使用料等審議会からの答申

- ・策定から10年以上が経過し、「その後の社会情勢の変化」「公共施設をとりまく環境の変化」「新たな行政課題への対応」等の観点から見直す
- ・基本方針の3本の柱などの根幹は、市民から一定の理解を得ており変更の必要性は高くない
- ・算定ルールや使用料の現状の分かりやすい公表とともに、減価償却費など資本にかかる経費を含め、経費をとらえる視点が更に必要

【※付随事項】・公共施設をもっと市民に有効に活用してもらい、市民活動を促進していくことが重要（施設や利用方法の周知、利用区分の細分化、開館時間の変更）

(2)平成29年5月 基本方針の改訂

- ・「利用者負担の原則」「共通的な使用料算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」の3本の柱の位置づけは変更しない
- ・減価償却費は引き続き、使用料原価に算入する
- ・地域活動を活性化させる施設である「地域施設」の新設し、性質別負担率を1段階引き下げ
- ・基本ルールによらない算定を認める要件を整理
- ・柔軟な使用料設定、施設運営に支障がない範囲内での柔軟な利用承認ができるようにする

2. 概要

■ 基本方針の3本の柱

1. 利用者負担の原則（第1の柱）

多摩市には多種多様な公共施設が整備され、その維持管理経費は市民の皆さんからの税金と施設を利用する方からの使用料等によって支えられています。利用者にとって使用料は、より低いほうが望ましいものですが、その場合、施設の維持管理や運営経費の不足分は税金、つまり市民全体で負担することになります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要です。

2. 共通的な使用料算定ルールの確立（第2の柱）

使用料算定ルールを確立し、明らかにすることは、利用者が使用料の根拠を知ることや納税者が税負担の適正性を検証する上でも重要です。そこで、統一的な方法で把握した原価（施設利用にかかる費用）を、施設の性質別に設定した負担率に応じ、利用者による負担と市民全体の税による負担とで分かち合う方式を「基本ルール」とします。

(1) 基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

ただし、平成31年10月に消費税率変更（8%⇒10%）が予定されているため、以下の計算式により消費税率を補正した算定を行うものとします。

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率} \div \text{消費税率} 8\% \times \text{消費税率} 10\%$$

(2) 原価について

原価（施設の利用にかかる費用）については、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や物件費等と共に、施設整備にかかる経費（公債費の利子分や減価償却費）を含めて算定しています。なお、施設で行われる催し物などに要する経費については除外しています。

○会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切りで利用する場合については、 $1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間}$ あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間あたりの原価}$$

(3) 施設の性質別負担率

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設毎のサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かち合うことが必要となります。そこで、双方のバランスを図り、負担の公平性、公正性を確保するため、以下の3つの基準により施設を性質別に分類し、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定します。

ア 性質別分類基準

- 基礎的か基礎以上かによる基準（必需性）
- 民間による類似施設の提供の有無による基準（市場性・収益可能性）
- 地域施設か全市的な施設かによる基準

イ 性質別分類表

性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、下表の分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まります。

さらに、改訂された基本方針の考え方として、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとします。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし（非市場的）	ア	C 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%	B 【利用者負担】 25% 【税（市民）による負担】 75%	A 【利用者負担】 0% 【税（市民）による負担】 100%
	民間による提供あり（市場的）	イ	D 【利用者負担】 75% 【税（市民）による負担】 25%	C 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%	B 【利用者負担】 25% 【税（市民）による負担】 75%
		ウ	E 【利用者負担】 100% 【税（市民）による負担】 0%	D 【利用者負担】 75% 【税（市民）による負担】 25%	C 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%
			Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
			基礎以上（選択的） ← 基礎的（必需的）		
			基礎的か、基礎以上か		

ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

各施設の性質分類及び利用者負担率は下表のとおりです。

地域施設に該当する「コミュニティセンター」、「地区市民ホール」及び「コミュニティ会館」は、分類「C」から分類「B」とします。

分類	利用者負担率	施設	基本ルールによらない算定を認める施設
A	0%	児童館 老人福祉館	
B	25%	コミュニティセンター 地区市民ホール コミュニティ会館	
C	50%	公民館（会議室） 総合福祉センター 旧多摩聖蹟記念館 消費生活センター 資源化センター 古民家 公園内有料施設	陸上競技場 武道館 八ヶ岳少年自然の家
D	75%	公民館（ホール・ギャラリー） 温水プール	総合体育館 屋外体育施設 バルテノン多摩 学校開放施設 駐輪場
E	100%		駐車場

(4) 基本ルールによらない算定を認める場合の要件

基本方針による算定ルール（基本ルール）を使用料算定の原則としますが、次の理由により基本ルールによる算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものします。

ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合

小中学校、図書館

イ 法令などにより算定基準が定められている場合

市営住宅

ウ 提供されるサービスの対価による場合

保育園、学童クラブ

エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合

- ・利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）
- ・類似施設との競争力を保つ
- ・民間施設との整合性を図る
- ・原価の算出が困難 など

3. 無料・減免規定の見直し（第3の柱）

(1) 新しい減免基準について

利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。減免規定を適用する場合は、市民の皆さんに分りやすく、誰から見ても必要と考えられる範囲に限定します。

(2) 柔軟な使用料設定・利用承認

以下に掲げる範囲の中で、施設の状況に応じて、柔軟に使用料を設定できるようにします。

また、施設の有効活用が図れるよう、施設管理者が施設運営に支障がない範囲内で柔軟な利用承認ができるようにします。

区分	内容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。
市外割増	市外利用者について、公平な負担の観点から割増をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の200%までとします。

■ 急激な負担への配慮

新たに算定した使用料の目安が、現状の使用料を大幅に上回る場合の利用者の急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定しています。

現行料金	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

※ 個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人あたりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

現行料金	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%